大津市マンション管理適正化推進計画(案)に対する意見内容と本市の考え方

1. 意見募集の結果

(1)意見募集期間 令和5年1月4日(水)から令和5年1月24日(火)まで (2)意見の提出者 2名

(3)意見総数 2件

2 意見と市の考え方

	2. 息兄と中の考え万 			
NO.	. 該当箇所	ご 意 見	大津市の考え方	
1	19-21行目 特に本市においては、琵琶湖や 河川に沿って、マンションが建設 されている実情があることから、 p.19 大津市の『土砂・洪水ハザード マップ』『水害ハザードマップ』によ いて 0.5m 以上の浸水が想定され る区域においては、適切な防災文 策を講じていることが重要です。		ご意見のとおり、土砂・洪水、水害についての備えだけでなく、地震に対する備えも大切であると認識しており、大津市マンション管理適正化指針に、「マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことは重要です。」と記載しております。(本計画19ページの16-18行目)ハザードマップにおいて浸水が想定される区域においては、浸水に対する防災対策も重要であることから、同ページ19-21行目に、下線の内容を記載しております。	
2	- 計画全般について	の支援が必要であることを痛感していましたので、広く大津市民に知らせて頂きたいと思います。 例えば私宅マンションの場合、区分所有者である管理組合員の多くが「マンション管理組合」がどのようなものなのかさえ理解できておらず、その為、管理組合の目的や組合員と		